

「埋立処理料金精算カード」ご利用案内

■ 利用方法

- ・ 「埋立処理料金精算カード(以下、「精算カード」)」は、ひびき灘開発(株)が管理する最終処分場に廃棄物等の埋立処分を委託し、窓口で精算を行う際に使用します。
- ・ カード発行の際は、発行手数料1枚500円が必要です。(不要となったカードは1枚500円で買取を行います)
- ・ カード1枚につき30万円まで入金可能です。
- ・ 精算時にカード内残金が不足する場合は、現金または別の精算カードをあわせてご利用ください。(1回の精算時でカードは3枚まで使用できます)
- ・ 精算カードには、有効期間を設けています。最後に精算またはチャージした日から2年を経過すると失効し、使用できなくなりますので、精算カード表面の有効期間にご注意ください。

■ チャージ(入金)について

- ・ 精算カードの発行及びチャージ(入金)は、各事業所(響灘事業所、日明事業所)で行います。振込でのご入金の場合は響灘事業所のみ行います。
- ・ 精算カードへのチャージは、1,000円単位です。

■ 払戻しについて

- ・ 不要となった精算カードは、有効期間内であれば、カード内残金を払戻し(返金)いたします。
- ・ 払戻し手続は、響灘事業所でのみ行います。1件あたり、事務手数料1,000円(現金払い)が必要です。
- ・ 払戻しは、受付日から2ヶ月以内に指定口座に振り込みを行います。
- ・ 失効した精算カードにはチャージ及びカード内残金の払戻しはできません。

■ 精算カードが破損した場合

- ・ 破損等により使用不可となった精算カードは、再発行いたします。発行手数料1枚500円が必要です。再発行の際には当該精算カードを回収いたします。

■ 利用履歴印字

- ・ 精算カード表面の利用履歴は、14件になりますと一旦消去いたします。
- ・ 利用履歴が必要な場合は各事業所で無料にて印刷いたします。なお、印刷件数は精算カード表面の利用履歴を含め直近のご利用分最大50件までとなります。

■ 注意事項

- ・ カードの不正利用が発覚した場合、精算カード及び精算カード内残金を無効とします。